





いうこと"でありますたならば、大臣の  
意思が私はあまねく地方に通じていな  
いと思いますので、こういう事柄につ  
きましては、十分に注意をしてもらう  
必要があると思いますけれども、まじ  
めな遺族の年寄りやあるいは子供らの  
生活困難をきわめておる者に対しまし  
て、保護法の適用を打切つてしまふと  
いうようなことは、あまりにも無残な  
ことであると考えまして、私は再びこ  
の問題につきましてつけ加えさせてい  
ただきたいと思うのでござります。  
それから父母の年令に制限を加えら  
れました。この制限を撤廃されないと  
思うのでございますが、そういう意思  
があるかどうかということをございま  
す。人間は六十才以上生きられるとい  
うことに限つたものではございませ  
ん。すでに終戦後今日まで死沒いたし  
ました遺族は四十九万八千に達してお  
ります。これらの年寄りの方々は、恩  
給を受けることのできない五十七、八  
才の方々でも、非常に老衰した人もあ  
りますし、なくなつた人がただいま申  
しましたように多数に上つておる。大  
体恩給を受ける人は、日清、日露戦争  
当時を考えてみますと、十年たちます  
と、年寄りの恩給を受ける人はなくな  
つてしまふ。すでに戦後七年を経過し  
て八年目でありますので、もう五年、  
十年いたしましたならば、完全にこの  
恩給を受ける人がなくなつてしまふと  
いう状態でございますが、六十才以下  
は年金も出さないということをござい  
ましたならば、これはあまりにも氣の  
毒でござります。でありますから、當  
然これは、子供が戦死いたしましたよ  
うな親は相当な年令に達しておるので  
ござりますし、かんじんの働き手を失

つておる親といたしましては、ほかの人が年金をもらつておるにもかかわりません、自分がまだ六十才に達していません。一日も早く年令の制限を廃止すべきであると思うのであります。どういうふうなこれに対しても持つておられるか、この二点をお尋ね申しまして、またさらに引き続きお尋ね申し上げます。

○安田政府委員 私途中から参りましたので、答弁が見当違ひでございましてならばお許し願いたいと思います。生活保護法の適用が地域的に区々であるというようなお話をございました。これにつきましては、社会福祉事務所ができましてからは、昔の民生委員に手伝つていただいたときに比べまして、非常にそういう基準がはつきりいたしまして、科学的な調査によりまして、保護の適用をやつておりますので、私もどもそういう点は非常によくなつたと感ります。しかしやはり人間のやることでございますので、福祉事務所との多少の差があると思ひますけれども、そういう点につきましては今後十分気をつけて参りたいと思ひます。

それからもう一点は、中共引揚者に對しましては、全部生活保護を適用しておるというようなお話かと思います。これは中共引揚者に対しまして、全部生活保護を適用するというわけでございません。やはり私どもが生活保護法の原則に従いまして、一走の基準にあてはめてみて、それに該当するならば生活保護法を適用する、こういふ取扱いをいたしております。但し引揚げられた直後でございますので、い

いろいろ生活条件等につきましては、ハシナガの意見といたしておるかと思いますが、原則的に申しますならば、その間に特別の差異はないものと心得ております。

○田辺政府委員 戦没者遺族援護法の遣族年金の支給対象の年齢を、今日六十才以上というふうに制限いたしておりますが、その年齢制限を廃止する意思はないかといふお尋ねでございますが、この点につきましては、先般青柳委員からの御質問に対してもお答えいたしました。しかし立場はあくまでも援護法でございまして、援護法という立場から年金を支給することになつております。従いまして、社会通念上稼働力があると考えられまする方々には御遠慮を願いまして、真に援護を必要とする方々に年金を差上げたいと考えております。御参考までに申し上げますが、先般の戦争は、非常に規模が大きかつたという関係上、比較的年齢が若い方がたくさん戦没されておるわけでござります。御参考までに申し上げますが、一方が相当多いのでございまして、六十才以上の父母の方と六十才未満の父母の方との割合は、半々までは行かないと思いますが、少くとも六〇%ないし四〇%くらいの割合まで及んでおるのでござります。今日厚生省の立場といたしましては、若干恩給と趣旨を異にいたしますので、年齢をある程度制限することが適當ではないかと考えております。

いますが、私のお尋ねいたしたのは、地方々々によつてまち／＼になつておるといふことなんです。これは厚生省の御意向が、各都道府県に十分徹底していないのであるかどうかという点について私ども疑いを持つておるのであります。先ほども申しましたように、東京都では一箇月分を差引き、あとは裕徳継続き出してくれるという状態である。そんなものは保護の適用を受ける必要はないのです。ですが、家庭のいんかんを問わず引継ぎ出してくれるという状態である。そういうふうに他の地方でもやつておるところもござりますけれども、また打ち切つてしまつて一切出さないというところがある。そういうことではマイナスになる。きのう提委員の仰せになつた通りでございまして、非常に恨むといたします。今まで打切られた件数が一体どのくらいあるかということを、一応私ども調べてみたいようになります。今日まで打切られた件数が一体どのくらいあるかといふことを、一応私ども調べてみたいようになります。その点ひとつその数字を出していただきたい。今後そういう方針でおやりになるつもりであるかどうかといふことを伺いたい。願わくはそういうことのないようにな一箇月分だけ差引きまして、あとは引き続き保護法の適用を受けられるようにしていただきたいと思うのでござります。

制限をすることは、公平のようであつて不公平であると私は思うのです。年齢制限はせひとも廃止すべきである。私は元来援護という名前をつけられたことを非常に不愉快に思つておる。國のために命をさしげ、赤紙一枚で應召を受け、そしてただ一筋に國を思うでなくなつた人に対しましては、当然國が敬意を払つて、恩給なり何なりで國家が補償せなければならぬ。負けたいづれの國においても丁寧な扱いをいたし、恩給なり年金を支給して待遇をよくしておるのでござります。日本だけが敗戦いたしましてから七年間何一つ遺族を慰めるということなしに來た。昨年援護法というものをつくられましたけれども、援護とは助け守ることで、われく遺族は助けてもらいたいということを一回も陳情したことはありません。國のために働いてお国を助けるのがわれく遺族であります。そういう言葉を使つていうことは不愉快である。國が感謝の意を表して恩給を支給すべきである。あるいは國家がその家族に補償すべきである。だれにでもこれはやつておることで、現に公務に倒れた者は、たとえ消防夫が自分の過失によつて焼け死んだ場合、千日分の弔慰金で一日三百円とすれば三十万円です。また警察官が賊に殺された、学校の先生が教場で倒れたという場合、これらに対しては五十万円から百万円の金を送つて丁重な扱いをしておる。さつき申したように赤紙一枚でいやおうなしにひっぱられて、どうして國のために倒れた者に対して援護とは何事ですか。助けてもらわなくてよろしい。當然國家がこれを補償すべきであ

る、こういう考え方を私どもは持つておるのであります。これ以上今厚生省関係の方に申し上げるのではございません。また他日申し上げるときがあるかと思いますから、私は遠慮いたしておきます。

は、内地、外地を問わず、現役または応召によつて軍務に勤務しました者で、服務中に傷害を受けたり、あるいは疾病にかかつてなくなつたりした戦死者、戦病者に対しまして、その死亡された場所のいかんを問わず、また病気の種類のいかんを問わず、支給すべきであると私は考えるのでござりますが、たとえば二十四種類の病氣といふものはほとんど伝染病ばかりである。伝染病以外のものにかかつた者は當てはまらないとかなんとかいつて書類がたくさん厚生省に積み上げられて、未解決のまま置かれておるわけでございますが、この病名についても医者の診断の誤りといふこともあります。またわざと他の病名をつけおるものもある。事実そういう場合があるのである。栄養失調でなくなつても、そういうことは病院の恥だというので、慢性気管支炎という名前をつけおる。慢性気管支炎ならば二十四種類に該当しないから年金、弔慰金は出せない。戰地に参りまして長い間軍務に服して疲労が重なりなくなつたというような場合に對しても、何ら年金も弔慰金も出さないといふようなことは、あまりにも不公平であるといふふうに考えますが、この点について改めるお考えがあるかどうかをお伺いいたします。この二十四種類の病名を申し上げたいのですが、マラリアとかあるいはコ

レラとか、ペラチフス、ペスト、インフルエンザなども、いろいろな流行病にかかつた者だけが、当てはめられておる。きのう大臣から肺病についてお話をございましたが、肺結核でも、出征するときには甲種養生格で完全なからだをもつて入った者が戦争に出で、十年も十五年もでなくとも三年、五年勤めて、そうして帰つてからなくなつたのであるけれども、実際はこの戦争中において結核をわずらつてなくなつた、それに対しましては一向該当しない、というようなことは、これはあまりにも氣の毒過ぎるのでございません。戦争のために結核といふものになつたのである、これは当然當てはめるべきものであると思うのでございますが、この病氣の種類を撤廃する必要がある、私はかように存ずるのでござります。またなくなつた場所が国内であります。また戦争のために病氣になつて、自分の家に帰つてからなくなつた人、これらはすべて該当者として取扱うべきであると思うのでございますが、これを修正されるというような御意向があるかないかということ。

もう一つ、二柱以上戦死者を出したところ、これら、二柱以上に対しましては、二柱以上の分としての年金を支給すべきであると考えます。そういうふうに修正せられたいと思うのでござります。私の知つておるのには、六人の子供が全部戦死しておる、横範的の青年を五人まで官立の大学を出して、そうして六人とも死んでさせておる家庭があります。もうその両親は實に嘆き暮し、そして生活が困難であるけれども、これが

ども、保護法の適用を受けないでからばつておる人がありますが、これらに對しまして一柱より出さないといふようなことでは、あまりにも氣の毒過ぎる、当然これは二柱以上は三柱以上としての手續をすべきである、こうううものでは、家庭の事情によりて、年が行つてから自分だけでは生活ができないからめんどうを見てもらうために、年寄りが結婚しなければならぬという、家庭の事情でやむを得ない場合が多いのでござります。それらに對してはめない、再婚を認めないというようなことを私どもはまことに遺憾に存するのでございまして、外国の例を見ましても、そういうことにとだわらずに年金を支給しておるのでござります。私はこのことについて詳しく述べたいのでござりますけれども、すでに請願などがたくさん出ておりますので、私はその内容の説明を要しないと思うのでござります、ただここに西村という人が代表者になつて詳細に民法上の問題から説きまして、そうして当然これは支給すべきであるといふ請願書がありますので、これを大臣に一度読んでいただきまして、そうしてよく御検討願つて、せひともこれは実現をされたいと思うのでござります。この三点について私は御答弁をいただきたいと思うのでござります。

りでございますが、結論だけ申し上げますと、現在援護庁では、病氣の名前及び種類だけによつて公務か非公務かを算定しているということはございません。この点については先般の戦争の特殊性にかんがみまして、公務の範囲をできるだけ広いめの気持で取扱いたい、こういう気持であります。ただ何れも恩給法との関係があり、軍人恩給に転移する将来の関係もありますので、一定のけじめは必要だと考えております。しかし御承知の通り、公務に該当しないものに対して何ら処置しないということは妥当を欠くではないかという御意見につきましてはごもつとも存じますので、この点につきましては将来十分考究いたしまして、善処したいと考えております。

父母の再婚した場合の失格する規定と、二柱以上ある場合の恩給禁止の点につきましては、この前お答えした通りでございますが、父母の再婚の場合につきましては恩給法との関係がございますので、それと合せて十分考慮する必要があるのではないかと見えますから、恩給法の審議と合せて十分御審議せられんことを願いいたします。

○柳田委員　この援護法並びに留守家族の法律、これは先般来非常に幾多の不満がわれへにありまして、前委員会では青柳委員から、本日は中川委員から御質問がありまして、さらに堤委員から御質問がありまして、大体同様の点を繰返しておるのでござりますが、これは各党派とも非常に問題が多いし、またこの政府原案では納得できぬ点も多分にあります。従つてきようが大臣も御列席になつておる、大臣に對して厚生行政全般に対する質疑もほ

かの方にたくさんあるうと思います  
で、援護法、留守家族法等に関する  
いすれ日をあらためて各党各派でよく  
検討する機会を持つようにして、一  
大臣に対するところの総括質問のお  
りの方から先に議事を進めていただい  
たらよいのではないか、かように考  
えます。

○中川(源)委員 私のただいまの質問  
に対する答弁をまだ完全に聞いてない  
のです。なお先輩の各位は十分に検討  
していただいた上でござりますけれ  
ども、私は何分一年生でございました  
ので、まだ私の質問は初めてでござ  
ます。しばらくごんぱうをいただき  
まして、質問をさせていただきたいと  
思います。

○青柳委員長代理 私から申し上げま  
す。ちょうど大臣も他の公用もおあり  
のようでございますから、大臣に対する  
質問をきょうはやつていただきたいと  
思いますが、なお重複する点につきま  
しては、でき得るだけ御遠慮を願いたい  
い、どうしてもやらなければならぬこと  
とでございましたら、簡単に質問を顧  
みたい、こう存じます。

○中川(源)委員 先ほどの二柱以上の  
分をまだ答弁していただいておらぬの  
でござります。一緒にしていただきたい  
らけつこうかと存じます。

次にお尋ね申し上げたいのは、妻の  
再婚の場合です。よく未亡人がだまされ  
て再婚する場合がある、また正式結  
婚をいたしましても、どうも話と実際  
とが違つておるというので、籍は入れ  
たものの、ただちに解消して帰つてしま  
る者があるのです。そういうものに対  
しては該当しない、また子供に対しま  
しても、その子供を連れまして子供

のめんどうを見ててくれるというので、籍を入れたものの、実際は話が違つておるというので、籍をもじしておる。一度籍を入れたものは一切該当しないといふ取扱いを受けましたならば、これは非常に恨むのでございます。これらに對しましては、再婚を解消いたし、離縁組解消した場合には、これは当然年金、弔慰金の恩典を受けることのできる該当者となしたいと思うのですが、ざいますが、いかがでございますか。

それから昨日も少しお話をあつたのですが、戦争のために非常にまじめに勤めて処刑された方があります。現在私の調べておるのに、非常に横範的な人でありますて、人のために非常に尽力した人が、「一身に自分が罪を受けまして、そして死刑になつた人がありました。その人はことに三高を一番で出て、そして東大を二番で出たといふことで、部下の罪は自分にあるといふので、何うか自分に覚えのないことを全部認めて死刑になつたのであります。こういう人は他にもあると思います。その漢族は三人の子供を三人とも戦争に出して、その一人だけが処刑されたといふ家庭であります。当然これらの処刑された人たちに対しましても、私はどうか思ひます。それが、同じ敗戦いたしましたドイツの国は、

ツにいたしましても、イタリアにおきましても、オーストリアにおいても、すべて空白といふものがいいのです。日本だけが七年間の空白がありますが、これに対しましては打捨ててしまふお考であるか、あるいはまた何かお考であるかと、今後考えてみようというお考であるかということをお尋ねしたいのです。

○田辺政府委員 再婚した妻及び他人の養子になつた子供は、恩給法上公務扶助料の受給権、受給資格を失うといふことになつておりますが、今度軍人の恩給の復活に伴いまして、遺族年金は、軍人に關する限り原則としてすべて恩給法に転移するから、御質問の点は大体において恩給法の問題であると考えるのであります。

戦犯の刑死者に対する取扱いの問題でございますが、これは先般大臣からなつてお答えがありました通り、政府としては、軍人に關する限り原則として恩給法に転移するから、御質問の点は十分考慮いたしまして十分慎重に研究したいと考えております。

七年間の空白期間に対する措置といふお話をございますが、これもやはり民族の立場を十分考慮いたしまして、昭和二十二年ボツダム勅令によつて恩給がストップされましたが、今度初めて七年間の空白を経て復活するわけになります。その間のギャップをどうするかといふことは、これまで恩給法の問題と関連して考慮すべき問題であらうと考えております。

それから、先ほど申し落しましたが、二人以上戦没者があつた場合に、年金を禁止している問題であります。が、当初この法律案が立案されました際に、援護といふ立場であるから、二人以上あつた場合にはこれは支給しな

いことを御説明申し上げたのですが、これは先般来申し上げました通り、十分御審議をいただきたいと思います。  
○青柳委員長代理 中川源一郎君、大臣に対する質問をお願いいたします。  
○中川(源)委員 弔慰金について御質問いたしたいと思いますが、大臣のお答えが頼えれば幸いだと思います。弔慰金は御承知の昭和十六年十二月以後に当てはめられておりますが、それでは弔慰金をもらえないという人がたくさん出て来ております。十二年の七月七日以後の戦没者の遺族に対しましても支給されたい。どうでなければ二年から六年までの間に、もつておる人ともらわれないという人とがあつて、非常にまちくになつておりますので、これはひとつお調べを願う必要がある。調べべを願つて支給されたいと思うのでございますが、いかがでございますか。  
それから弔慰金の支給の範囲を、実際におまつりをしておる人まで支給すべきである。たとえば兄弟までしか弔慰金の範囲は広げられていないのですが、おば、おじとかいうもので、子供のときから、戦争に出る前から世話ををして、そしてなくなりましたてもおまつりを丁重にしておる人がありますが、これらに対しまして私は範囲を広げまして、おまつりをしている人までに広げる必要があると思うのでございますが、いかがでございますか。  
それから年金、弔慰金を受取る者の中に、未亡人と年寄との考え方がいろいろ違つておりますて、未亡人はすでに内縁関係に入つていて、家には一切もどつて来ない。また将来も一切もどらないという未亡人が、優先的な立場

からすべて弔慰金も年金も受取つてしまつて、子供をあてがわれて苦しんでいた両親に対しましては、一切弔慰金がもらえないというような場合に、そろそろ暮している年寄もおります。これらに対する調停がありますが、その調停が厚生省に出されます場合には、おそらく厚生省は半分わけにせよとか、いろいろなことを調停なさるようですが、実際の問題について一番よく知つてゐるのは、何と申しましてもその土地の郷族会長でございます。各村あるいは各区の郷族会長は、実情をよく知つております。これらの方々によつて調停をしてもらつて、そしてその調停に基いて判断をされることが一番正確である。いつまでも書類を厚生省にためて置くことではなしに、そういうふうに解決して行つた方が都合がいいじゃないかと思つたのでございまが、いかがござりますか。

金が交付されておつたのであります。それはほんとんど大部分支給を受けておると思います。太平洋戦争における死没者に対しても同様の制度があつたのであります、その点を考慮して、どこで切るかということは、今日資料も散逸してないということも考慮して、太平洋戦争以降の死没者に交付するということになつたのであります。役所の方に、だれに渡つておるかといふ明確の資料があれば、非常に取扱いやすいのであります、この点今日まづたく資料がない関係上、かような結果になつておるものやむを得ないじやないかと思います。

えております。

もう一つは国債のわくでござりますが、これは昨年二十億出しまして、これをほとんど全部消化しております。今年は三十億のわけでございますが、予算がまだ決定いたしませんので出しておりませんが、予算決定次第さつそく手配いたしまして、換金措置を早くするよういたしたいと思います。八  
十億という希望でございましたが、これは今後の問題として考えたいと思いま  
す。

○中川、源、委員　たなじまの御答弁中  
調停の問題でございますが、どうも調  
停のいろいろな調査につきましては、  
民生委員によく御調査になりますが、  
民生委員よりも遺族会長が非常によく  
事情を知つておりますので、私も民生  
委員をしておりますが、民生委員の答  
弁と遺族会長の答弁に食い違いがある  
場合があるのです。その場合に多く民  
生委員の意見を尊重されるのです。こ  
れはたいへん迷惑でございましてあや  
まちのない調べはおそらく遺族会長の  
方が正確でありますので、その点を十  
分お考えになりまして、今後遺族会長  
の言い分を用いるようにされたいと思  
うのでござります。

それから遺児の育英資金についてでございますが、育英資金は昨年は六千八百萬円ですか、今度は一億二千万円組まれておるのじやないかと思うのですが、これは一般の日本育英会の資金は三十四億、昨年は二十八億でございましたが、これらの方に何ら思ひません。もう少し遺児の育英というものに対し力を入れてもらうことができないものであるか、何分働き手を失

いました者の子供いたしまして、学校にやりたくてもやれない、途中で挫折してしまう、定時制の教育を受けたまゝ、あるいは通信教育を受けている者が約三分の一の多數に上っていますが、それすらも受けないと、状態の者が多うございます。もう少し育英資金金制度を拡大されまして、せめて教育なりとも少し助けになる方法を講じ、月に高等学校で昨年までは五百円、日本育英会も五百円、今年から七百円になるのでござりますが、その金ではとうてい教育ができないのです。遺児の育英会を奨励されるということをございまし、たならば、もう少し教育のできるようになりますが、せめて大学程度の三千円といふようなものを出して、そうしてその数をもつとふやす、むずかしいことを言わずに遣児は優先的に教育をするといふような方針をとつてもらえないかどうかが、ということを伺つてもらつていい。全国の職業指導所に対してもう一つ通知を出されたか存じませんが、地方において御高配をいただいたか、一向目立つたことをやつてもらつていい。全国の子供である、採用したいが何分母親一人しかない、片親の子供は会社の規定によつて、あるいは銀行の規定によつて、役所の規定によつて採用しないことは、人が余つてゐるときでありますから、遺憾ながらお父さんが戦死しておられるために、片親だけしかいないから採用しかねる、今日は人が余つてゐるときでありますから、好きなことを言つて採用しておるのであります。そういうような状態でございまして、ドイツの方におきまし

ては法律を設けて、傷夷者または海賊に對して三%以上を採用しない場合には、罰金幾らに処すとかいうような規定がありますが、そういう罰則でも設けなければ片親だけでは採用できません。いかがでございますか、もう少し就職のあつせんを各都道府県において十分に講ずるような手配をしてもらえないかどうかということをお伺いしたい。  
最後に慰靈行事でございます。今後慰靈行事をおやりになるお考え方があるかないか、國において慰靈行事をする、あるいはまた地方において慰靈行事をする、七年の間捨てておかれたのでござりますから、實際国を恨んでおられる者が相当あります。何一つやつてく  
れないと、年寄りに年に五千円ぐらいいな金年金を支給されるといふことなりましたが、年寄りに年に五千円ぐらいいな金をもらつてどうか、恩給になりましても四千八百円、それぐらいな金を一箇月にもらうならばよろしい。ドイツは御承知の通り昨年までは三千八百億の予算を組んでおる。ドイツの総予算額の三分の一を費しておる。本年は四千五百億の予算を組んで、そうして丁重に扱つておる。月々平均二万円以上の支給を昨年までして、中産階級以上の生活を保障して來た。ドイツは丁重な扱いをしておる。ドイツがますく宋えて行くといわれておるのでござりますが、日本のように國のために命を擧げて尽した者をいつまでも顧みない、わずかお灯明料にも足りないようなことをして、そうして澄ましてお茶を濁し

ておくと、どうようなことで、日本がなくなることができるかどうかということを考えますときに、ある人は、日本は年々続く災厄を受けておる、これは靈が恨んでおるのであると言ふ人さうあります。今度の九州の水害についてもそういうふうに言う人がある。私は國は國のために尽した者に対することは、國が丁重な弔いをする、慰靈祭を行ふということは必要なことであると思ふのでござりますが、これに対しても大臣はどういうふうにお考えになつておるか。たとえば靖國神社参拝にしまして、これまでには無料で、汽車賃あるいはその他宿泊料も國家が支弁して参拝をさせたのでござりますが、終戦後は一切それがなされないという状態でございます。この点、慰靈祭を行われることができるであろうかどうかお伺いしたいのでござります。

ら嘗々具体的に御質問になつておるの  
でございまして、私どももまつたくそ  
れについては異議がないのです。今回  
厚生省がお出しになりました改正法案  
について私は私どもとしては承服するこ  
とのできない幾多の点がござります。  
従つてこの問題についてはできれば各  
党で共同して修正したいと思いますが  
ら、この点についてはひとつ大臣にお  
きましも特に協力をしてほしいという  
ことを私は一言お願いをしておくので  
あります。

るというふうで、非常にまちくになつております。これは徹底していないためかと思ひますが、どういふ通譯をお出しになつておるか、おわかりなら

はわずか一千万円、二千二百万円まだ残つておる。そういう状態でありまするから、実際は全部の消化が終つていないのじやないかと思うのです。しか

るのでしようか。九州水害地などと同じように、特別のとりはからいを願え  
るかどうか一応承りたい。

つてさらに検討いたしたいと考えておりますから、今大臣がお話をのように、余つておるといたしまするならばどうか範囲を拡張していただき、活用して

まして、これは他の委員会において現在取上げられておる問題でありますし、これを遺家族譲補償の方に向けたいという国会の意向が一致をし、

○山縣国務大臣 御指示願いたい。

これは私の調査でありますから、  
あるいは間違つておるかもしませ

上げでござりますが、これは仰せのよう  
うに買上げ償還が、昨年度は比較的お

いたぐりよろしくお願いする次第であります。

さらにそういう機運に向いました場合には、特に山縣厚生大臣の御協力をお

法の適用に対しましての通牒は、昨日お答えを申し上げました通りのこととであります。なおどうぶつふうな通牒をどういう文面で出しておるかといふことは、二十七年度において、各府県でどういうふうに消化されておるかの資料を提出願いたい。

そくわくをとり、そして府県において手続いたしましたので、三月には相当ふえておると思うのであります。しかし手元に的確な数字を持つておりませ

なおこの際、特に私は大臣にお願い申し上げておくのですが、遺族の扶養補償の問題につきましては、私どもから後刻いろいろな修正案が出ると云ふつもりでござります。二つに二つ

手元にございませんので、後ほど局長から申し上げることにいたします。ただいまの御説のように、地区によつてその適用が二、三になつておるとか、公平を失しておるとか、あるいはそれが保護の趣旨から見て適當でないということに対しましては、昨日申し出でござつたと申しますが、たゞいま申し上げまし  
た甲賀国債買上げの問題は、生活保護者に限つておる。これはもう大臣としては昨日御答弁があつたと思うのであります、九州のような水害地に対し  
ては、特に考へるという御答弁があつたと私は記憶しております。

んので、これは後はとまた数字等を  
差上げます。なおまたただいま仰せの  
ように、たとえば二十億が消化しない  
で余つておる際に、お詫のようない生活  
困窮者のみにそれを割当てるという方  
針のもとに、余つた金を使わないとい  
うようなことはいたさぬつもりであり  
ます。しかし私は、これは相当生活困

思ひのとおりですか。されば、第一に財源がないということをまず第一に口実になさるだらうと思うのです。しかし私は決して財源はないと思わない。これはいずれ他の委員会で取上げられる問題でありまするし、すでに取上げられておる問題でありまするから、特に山縣大臣の御協力をお願ひします。

七十二万六千円ばかり予算を立てられておられるようあります。が、人口問題審議会といふのは、一体どういうことをおやりになつておるのか。概略でよろしゆうござりますから、お伺いたいと思います。

○山縣國務大臣　人口問題審議会は、八十余万円の予算を昭和二十八年度の八月二十日付に二回年次二回つて

んで、これは後はまた數字等を差上げます。なおまたただいま御せのようだ、たとえば二十億が消化しないで余つておる際に、お話をのように生活困窮者のみにそれを割当てるという方針のもとに、余つた金を使わないといふようなことはいたさぬつもりであります。しかし私は、これは相当生活困難者の方で事実上消化されるものと思つております。しかしながらお話をように、もしも消化しないということがありまするならば、次の段階で困つておる人に早く償還するという形が当然であると考えます。なおまたそれらの適用にあたりまして、御承知のように今回民生委員も法律の改正によつて活躍してもらえることになりまするし、

思ひのとおりです。これが第一は、財源がないということをまず第一に口実になさるだらうと思うのです。しかし私は決して財源はないと思わない。これはいずれ他の委員会で取上げられる問題でありまするし、すでに取上げられておる問題でもありまするから、特に山縣大臣の御協力をお願ひしたいことをつけ加えておくのでありまするが、それは戦時中戦争に勝つためだというで、國民から取上げられましたダイヤモンドが、現在日本銀行の地下室に十六万一千カラットある。これは私ども一昨年、第十三国会のときでしたが、行政監察委員会で日本銀行の地下室を実地に調査いたしました。大蔵省の管財局長にも来ていただきまして

第二は、弔慰国債の買上げ償還の問題であります。これは原則として生活保護者に限つておると思うのであります。が、先ほど田辺さんの御答弁を伺つておりますと、昨年度においても大体これは消化しておるというお話をですが、私は消化していないじやないかと思う。たとえば、私は広島県であります。が、広島県の例を御参考までに申し上げますと、昨年度広島県に割当てられましたのは三千二百万円です。このうち今年三月までに消化しております。も何にもならない。これは何とかしてもらいたいという希望がすいぶんあるんです。従つてこれを全般に行き渡らすと言つたらいいへんなことだと思うのですが、福祉事務所が、あるいは民生委員の間で協議して、なるほどこの人は氣の毒だといふ人に対しても、もし金が余つておるといたしますならば、それをその方へ振当てるであらう。つまり余らす必要はないのでありますから……。この点に対し大臣はどういうふうにお考えになつていらりしや

差上げます。なおまたただいま仰せのようには、たとえば二十億が消化しないで余つておる際に、お話をのように生活困窮者のみにそれを割当てるという方針のもとに、余つた金を使わないといふようなことはいたさぬつもりであります。しかし私は、これは相当生活困難者の方で事実上消化されるものと思つております。しかしながらお話をのように、もしさも消化しないといふことがありますするならば、次の段階で困つておる人に早く償還するという形が当然であると考えます。なおまたそれらの適用にあたりまして、御承知のようになります。今回民生委員も法律の改正によつて活動してもらえることになりますし、社会福祉事務所が第一線機関として実情に即してこれをやりますることも当然であろうと思います。しかしながらどうでも生活保護の対象になつておる一番困窮者に對して、まずもつてそういう資金が渡りますよういたし、なお余つておる際には、決してさような通り一ペんのわく、通り一ペんの通達にこだわることはいたさぬつもりであります。

思ひのとおりおこなうのか これについては  
財源がないということをまず第一  
に口実になさるだらうと思うのです。  
しかし私は決して財源はないと思わな  
い。これはいずれ他の委員会で取上げ  
られる問題でありますし、すでに取  
上げられておる問題でありまするか  
ら、特に山縣大臣の御協力をお願ひいし  
たいことをつけ加えておくのであります  
が、それは戦時中戦争に勝つためだ  
というで、國民から取上げられました  
ダイヤモンドが、現在日本銀行の地下  
室に十六万一千カラットある。これは  
私ども一昨年、第十三国会のときでし  
たが、行政監察委員会で日本銀行の地  
下室を実地に調査いたしました。大蔵  
省の管財局長にも来ていただきまして  
調査をいたしました結果、確かに十六  
万一千カラットといらダイヤモンドが  
あるのであります。このダイヤモンド  
は各国民から取上げたものでございま  
して、これを今返してくれという人は  
きわめて少い。戦争の犠牲者になられ  
た人に活用してもらえば、それでき  
つこうだということを述べておられる  
人が非常に多いのであります。従つて  
遺家族に対する援護補償の財源にこれ  
を充てられることは最も有効であり、  
適切であると私どもは考えるのであり

七十二万六千円ばかり予算を計上しておられるようあります。が、人口問題審議会といふのは、一体どういうことをおやりになつておるのか。概略でよろしゆうございますから、お伺いたいと思います。

○山縣国務大臣 人口問題審議会は、八十余万円の予算を昭和二十八年度の予算案に計上いたして御審議を願つておるものであります。この問題につきましては、予算委員会その他でたびたび御質問がございまして、わが国人の人口問題は重要であるから、あるいはこれ単に厚生省所管の一審議会にあらずして、内閣に付置した審議会にしてみたらどうであろうかといふような意見を前国会にも出したのであります。それ以来いろいろ話があります。たしかに昨日もさような御質問が予算委員会でございまして、お答えを申し上げたのであります。現在人口問題研究所が厚生省所管の中にあります。そこでもやつておりますが、この人口問題審議会といふのは、今やつておるというよりもこれからつくるものであります。これからつくらんとする構想は、大体日本の人口問題といふのは、従来厚生省におきましてはいわゆる優生保護、受胎調節といふ面から主としてこ

の面を見ております。しかし人口問題は単にさような消極的な面だけでは解決しない問題であつて、日本の産業構造の問題とか、日本の資源の問題とか、あるいはさらにもつと深く掘り下げますれば、日本の国民の生活水準の問題もある。ことにそのうちの一つの大いな問題は、いわゆる従来の受胎調節の問題であります。そういうふうな問題を総合的に取上げて、そうして基本的にこの人口問題を検討いたしまして、その検討した基本的の線に沿つて、あるいは各省が、たとえば受胎調節の問題でありますれば厚生省がそれを推進する、あるいは農林省の二、三男問題でありますれば農林省その他が推進するというふうにとりあえず持つて行こう。もちろんその構想を大にいたしまして大きな審議会をつくり、大きな予算をもつてあるいは内閣に付置することなつけどころでありますけれども、今度はこれでやつてみよう。それでいけなければ今後適当な機構、適当な官制のもとにやつて行くがよいが、とりあえず現在は現在の官制上、厚生省の所管になつておることでありますから、あるいは厚生省の中に従来人口問題を研究しております研究所等もございまして、一応それで発足してみようということをございまして、—もちろん遠大な理想、遠大な構想をもつていたしますれば、これでは足りませんけれども、一応そういうことでやつて行こう。幸いもしも予算が通過いたしますれば、四十名でございましたか、委員会を委嘱し、そうしてやつて行きたいと思つております。もちろんこの審議会だけでは、とうてい人口問題の解決は事足りるというわけではあ

○中川(俊)委員　日本におきまする人口問題は、私はたいへんな問題だと想ひます。御案内の通りいかに受胎調節法を施行いたしましても、優生保護法を施行いたしましても、年間百万から百二十、三十万ずつふえて行く。もう十四、五年もすれば、日本の人口は一億になつてしまふ。現在ですら食糧が足りない、何が足りない、かにが足りない、ふうに足りない尽しのときに、これが一億になつた場合に一体どうするのかということを考えますと、私ども懽然たらざるを得ないのであります。そこで私は、特に大臣としてそういうお考え方があるかどうかお聞きしたいと思うのであります。それは、わずか七十万や八十万ぐらいな金で人口問題審議会なんといふことが、実はもうおかしいんじやないかと思うのであります。予算是うんと計上されまして、そうしてできれば人口の配分ぐらい——各地の実情、食糧の問題、いろいろな施設の問題等はむろん勘案しなければなりませんが、配分計画ぐらいいな問題までも取組んでもらわなければ、人口問題としてのいろいろな政策はできないんじゃないかと思います。ドイツは御案内の通り、今東ドイツから西ドイツにどんどん逃げ込んでおります。私どもが一昨年参りましたときには、西ドイツは人口が三千五百万、東ドイツは二千五百万おつたのであります。私が、西ドイツ当局の話を聞きますと、年間五百万ぐらいずつ東ドイツから逃げ込んで来る。その逃げ込んで来るや

つき、西ドイツにおきましては人口配分をする役所がございまして、そこでこの土地にこれだけを向ける、この土地にこれだけを向けるといふうに、ちゃんと配分をしておる。従つてその土地においては食糧が足りない、住宅が足りないというようなことはない。そういうような配分計画までやつておりますが、この人口問題は日本によつて大きな問題でありますから、大臣はこの問題についてそういう抱負なり、あるいは将来そういう計画をお持になつておるかどうか。ただおざなり的に、人口問題審議会というので受胎調節であるとか、優生保護であるとかいうことでお茶を濁しておつたので私は、人口問題の解決はできないと私は考えておりますが、真剣にこの問題ととつ組んで、将来のそういう大計を立ててお立てる御意思があるのかどうかお立てる御意思があるのかどうかといふことを、一応伺つておきたいと思います。

調節をはかるというような問題を取上げたいと思つておるのであります。併つて積極的の問題、人口の配置は、政民も対外的には一つの大きな問題でもうと思います。また対内的には資源あるいは産業構造とにらみ合せて、あるいは労働等のいろいろな関係もにらみ合せて、国内的の配置をするといふことも一つの構想であります。併つてころに従つて強力な政策を政府はとらんとするのであります。なおそれに触れておりますが、従来はたとえば人口問題に対する受胎調節といふことしかもその受胎調節は政府の考え方によつてしましては、優生保護の見地から受胎調節をいたしておる、あるいは母体の保護という見地からいたしておる。人口問題の解決といふ線に沿つて受胎調節といふ線は政府はまだ出しておりませんが、私はもう現在の段階においては、あるいはこれは閣議決定等を待たなければいかぬかもしれないが、人口問題の解決には、単に母体の保護あるいは優生保護といふ見地から一步を進めて行くべき段階に来ているものではないかと私は思つておる。従つてたとえば家族計画といふ点についても、さらにに検討を進めるべきじやないか。きようないいろいろな点から、今は対内的、いろいろな点から検討いたしたいと思つておる次第であります。

は、日本における将来の大問題でありますから、慎重にお考えを願いたいと思うのであります。移民とかなんとかおつしやいますけれども、御案内の通り相手のあることでありますから、いろいろのことだけをだよりにしてこの問題を進めましても、なかなか解決しないと思う。従つてこの問題は国内で整理しなければならぬ、こういう見地に立つて人口の配分問題等も御考慮願いたいと思うのであります。

最後に私は、大臣がちょうどおいでになつておりますから、医療報酬の問題についてお聞きをしたいのであります。健康保険、社会保険の医療報酬の問題でありまするが、医療報酬の非常点に安いことはもう各方面に認められておる。すなわち昭和九年、十年、十二年ごろは平均一点単価十五銭であつたが、今日では十一円五十銭、約七十倍である。しかし一方を考えると、医薬材料等は五百七十倍に高騰をいたしております。従つて各社会保険について、これがうまく運営できないということは、医師が協力しないという点がなかなか私は強調されていい問題じゃないかと思うのです。これはこの間もちよつと大臣のおいでにならないときに私は触れたのですが、昨年この医療報酬の単価引上げの問題について、全國の医師会から猛烈な運動が行われたことがござります。この場合厚生省当局を上げるところが阻止された事実があります。それはいかなることであるかと申しますと、医療報酬は御案内の通り

大体三〇%前後に課税することになります。ところが政府のある大官がその土地に行つて——その土地は全国でも最もこの医療報酬を高くしてもらいたい、値上げをしてもらいたいという強硬な主張をしている土地でございますが、その土地に政府の大官が行つて、そうしてどうかこの単価引上げの問題はあんまり騒がぬでくれ、そのかわり課税の点についてはこの県だけは特に考えてやる、こういうことを某大官が言つている事実があることをあなたが言つても、國税局ではあなたの言う通りにこの県だけを特に課税を引下げるというようなことをしはしないから、もしあなたがそう言うのなら、ここに國税局長にこの県だけは特に引下げるということを言明させて、われ／＼の前で國税局長にこの県だけをその医師会の連中のいるところに連れて参りまして、そうして國税局長こころが、よろしいと、このことの特徴で、國税局長を引下げるために、國税局長を強く主張しておつたのです。従来は大体三〇%まで課税されたのです。ところがこの県だけは昨年三〇%課税されていない。従つて最も医療報酬の単価引上げを強硬に主張しておつたために、昨年は医療報酬の引上げはなかつたはずであります。そういうことを言明さした事実がございます。これによつてその県だけは昨年の課税が安くなつてゐるのであります。ですが、そういうような一つの原因で、その結果社会保険の運営がよく行つてないといふことも、この点について一応お伺いいたしたいと思います。

○山縣國務大臣　ただいまどの県が知りませんが、昨年の単価の決定にあつてのお話がございましたが、私の承

知いたしているところでは、なおまた昭和二十七年度の診療報酬の課税に対する決定にあたりましては、一県だけに對して特別の措置をとつたことは報告も受けておりませんし、さようなことを今政府はいたしておりません。これは全国の診療報酬の単価の改訂は一様にいろいろな観點から決定は正すべきものとして、課税標準といいますか、二割五分ないし三割というあのアジャストメントを加えて、そうして解決をいたしましたのでございまして、ただ一県とか一地方に対しても特別の措置を講じたとは私は承知いたしておりません。

○中川(俊)委員　大臣御承知の通り、大体社会保険の医療報酬は二〇%から三〇%の範囲内で課税することになります。従来は大体三〇%まで課税されているのです。従来は大体三〇%まで課税されただのです。ところがこの県だけは昨年三〇%課税されていない。従つて最も医療報酬の単価引上げを強硬に主張しておつたために、昨年は医療報酬の引上げはなかつたはずであります。そういう結果医師会がこの社会保険に協力しないという事例が生じて、社会保険がうまく運営をされていません。これはいづれ私どもは他の委員会においてこの問題を取上げる準備をいたしておりますが、この点につきましてそういう問題があるかどうか。もしあれば厚生当局といたしましては、そういううかくしいことによつて社会保険の運営が阻止されているか。もしあれば厚生当局といつましめの運営方法あるいは国民健康保険を設置するその事業体、その事業主、保険者が運営難に陥っているがた

○柳田委員　時間もたいへん遅れましたし、他に御質問の方もあるうかと思ひますので、私は厚生行政のうちで局長なり課長の意見といつよりも、主として大臣のお考えに屬するよう点だけを簡略に御質問したいと思います。

第一の点は、国民健康保険の問題であります。国民健康保険が昨国会におきまして「割五分の給付負担」を認め、さらに今国会におきましては「割五分の予算案」を見ておりますが、どうにかして、わかれ、多年要望いたしました二割の医療給付の線も実現できるかに見受けられるのであります。この点は何としても山縣厚生大臣の在任中の大きな功績だということはいなめません。特に日本の社会保障制度の根幹をなす特に日本の社会保障制度の根幹をなす特に日本医療、しかもその国民医療の根幹をなしておられます五千五百万人からの、他に社会保障制度のないこの国民健康保険に医療給付の道を開かれたことは、日本の社会保障制度史上から見ても大きな一つのエポックであります。そういう結果医師会がこの社会保険に協力しないという事例が生じて、社会保険がうまく運営をされていません。これはいづれ私どもは他の委員会においてこの問題を取上げる準備をいたしておりますが、この点につきましてそういう問題があるかどうか。もしあれば厚生当局といたしましては、そういううかくしいことによつて社会保険の運営が阻止されているか。もしあれば厚生当局といつましめの運営方法あるいは国民健康保険を設置するその事業体、その事業主、保険者が運営難に陥っているがた

○柳田委員　時間もたいへん遅れましたし、他に御質問の方もあるうかと思ひますので、私は厚生行政のうちで局長なり課長の意見といつよりも、主として大臣のお考えに屬するよう点だけを簡略に御質問したいと思います。

第一の点は、国民健康保険の問題であります。国民健康保険が昨国会におきまして「割五分の給付負担」を認め、さらに今国会におきましては「割五分の予算案」を見ておりますが、どうにかして、わかれ、多年要望いたしました二割の医療給付の線も実現できるかに見受けられるのであります。この点は何としても山縣厚生大臣の在任中の大きな功績だということはいなめません。特に日本の社会保障制度の根幹をなす特に日本医療、しかもその国民医療の根幹をなしておられます五千五百万人からの、他に社会保障制度のないこの国民健康保険に医療給付の道を開かれたことは、日本の社会保障制度史上から見ても大きな一つのエポックであります。そういう結果医師会がこの社会保険に協力しないという事例が生じて、社会保険がうまく運営をされていません。これはいづれ私どもは他の委員会においてこの問題を取上げる準備をいたしておりますが、この点につきましてそういう問題があるかどうか。もしあれば厚生当局といたしましては、そういううかくしいことによつて社会保険の運営が阻止されているか。もしあれば厚生当局といつましめの運営方法あるいは国民健康保険を設置するその事業体、その事業主、保険者が運営難に陥っているがた

○柳田委員　時間もたいへん遅れましたし、他に御質問の方もあるうかと思ひますので、私は厚生行政のうちで局長なり課長の意見といつよりも、主として大臣のお考えに属するよう点だけを簡略に御質問したいと思います。

第一の点は、国民健康保険の問題であります。国民健康保険が昨国会におきまして「割五分の給付負担」を認め、さらに今国会におきましては「割五分の予算案」を見ておりますが、どうにかして、わかれ、多年要望いたしました二割の医療給付の線も実現できるかに見受けられるのであります。この点は何としても山縣厚生大臣の在任中の大きな功績だということはいなめません。特に日本の社会保障制度の根幹をなす特に日本医療、しかもその国民医療の根幹をなしておられます五千五百万人からの、他に社会保障制度のないこの国民健康保険に医療給付の道を開かれたことは、日本の社会保障制度史上から見ても大きな一つのエポックであります。そういう結果医師会がこの社会保険に協力しないという事例が生じて、社会保険がうまく運営をされていません。これはいづれ私どもは他の委員会においてこの問題を取上げる準備をいたしておりますが、この点につきましてそういう問題があるかどうか。もしあれば厚生当局といたしましては、そういううかくしいことによつて社会保険の運営が阻止されているか。もしあれば厚生当局といつましめの運営方法あるいは国民健康保険を設置するその事業体、その事業主、保険者が運営難に陥っているがた

○柳田委員　時間もたいへん遅れましたし、他に御質問の方もあるうかと思ひますので、私は厚生行政のうちで局長なり課長の意見といつよりも、主として大臣のお考えに属するよう点だけを簡略に御質問したいと思います。

第一の点は、国民健康保険の問題であります。国民健康保険が昨国会におきまして「割五分の給付負担」を認め、さらに今国会におきましては「割五分の予算案」を見ておりますが、どうにかして、わかれ、多年要望いたしました二割の医療給付の線も実現できるかに見受けられるのであります。この点は何としても山縣厚生大臣の在任中の大きな功績だということはいなめません。特に日本の社会保障制度の根幹をなす特に日本医療、しかもその国民医療の根幹をなしておられます五千五百万人からの、他に社会保障制度のないこの国民健康保険に医療給付の道を開かれたことは、日本の社会保障制度史上から見ても大きな一つのエポックであります。そういう結果医師会がこの社会保険に協力しないという事例が生じて、社会保険がうまく運営をされていません。これはいづれ私どもは他の委員会においてこの問題を取上げる準備をいたしておりますが、この点につきましてそういう問題があるかどうか。もしあれば厚生当局といたしましては、そういううかくしいことによつて社会保険の運営が阻止されているか。もしあれば厚生当局といつましめの運営方法あるいは国民健康保険を設置するその事業体、その事業主、保険者が運営難に陥っているがた

国民健康保険が最も苦しんでおるの  
で、その点から先につけた、こうおつ  
しやつていただきたい。私はそれで満  
足するのであります。その点を実は聞  
きたかったのであります。おそらく  
大臣の御心中もそこにあるうと思いま  
すけれども、やはり政府の立場におら  
れますと、またうづかりあげ足をとら  
れて、そういうことを言つたからまた  
健康保険に出せと言われるかもしねな  
いと思つていらっしゃるのかもしませ  
んけれども、そういうやほなことは  
言いませんから、少くとも大臣は、そ  
ういう業績を残されたのでありますか  
ら、大臣の口からこういう崇高な理念  
に立つて給付をしたということを聞き  
たかつたのであります。

だという予算になつておりますから、下算の印刷の印刷がえまでさして、給付に対する国庫負担一割五分の二十九億ということにいたしたのでありますから、この点御了承願いたいと思います。

○柳田委員　どうもすつきり満足できませんが、私はなるだけ誘導等間して大臣の真意をお伺いしようと思つて質問したのですが、それで大体わかりました。

これは希望だけでありますから、御答弁はいりません。この給付費の補助についてであります。現在、給付をなさる手段として段階を設けられてやつております。これはいわゆるフルットにやれ、さよう申すのではあります。が、この事務はお役人にはさせますと、とかくに必要以上に段階を設けまして、必要以上に事務を煩雑にするのがお役人です。現に今国会の請願のうちの八割を占めます地域給にいたしましても、余談になりますが、あればどこまかくわける必要のなかつたものが、やはりこれは役人の何といいますか、自然に出て来るのでしょうかね。あれが災いしまして、政府はにつちもさつちも行かないようになつております。この轍を踏まないよう、あまりこまかい方法によつて給付をなさらずに、もう少しだまかに、やはり給付費の二割ならあつさり二割出す。しかし、それでは保険に対し成績をあげておかから、その点を勘案されることはけつこうであります。が、現在とつておられることはそれほど努力しないとうようなところを、一様にするわけに參りません。あるいは熱意を示しておる、あるいはそれほど努力しないとうようなふうな、あまりにもこまかい、あ

あいうセクション、セクションにわけてのお役所仕事はどうかあなたの方から多少プレーキをかけていただきたい。そうしませんと、今の地域給のようにまたにつもさつも行かないような、これははつておけば官僚は自然にそういうことをするのであります。この点は、私は大臣に御要望申し上げます。御答弁はいりません。

次は社会保険でございます。統合の問題が前委員会において何回も出ました。私は同じ質問を繰返すのではありませんけれども、大臣は、この統合の問題は将来の問題として研究したい、こういう御答弁であります。これは私は単なる一片のお言葉と解釈しておるのであります。やはりこういう社会保険の統合ということはしかく簡単にできないと思います。それくちつて来るところの原因があつてでき、またその原因別によつてこういう給付があるのですから、そう簡単にはできません。相当の摩擦を克服する勇気がなければできない。従つてこういう保険統合をやるからには、腰を入れて、今から試案くらいはつくつておいて、各方面に多少の摩擦を起しても、その摩擦をまるめて行つて目的を達したいと思う。そこで木村さんは勇敢に、私の案であるが、試みの案であるが、つくりました。これが非常に大きな問題である。そこで少くとも社会保険統合に対する私の案でもけつこうです、試案でもけつこうですが、そういうようなものをお出しになるお考えがありますかどうか。ただ考えておくといふことでは、身分の保障もない大臣でありますから、どういうことになるかわからませんので、今のうちに山縣私案と

いうものをお出しになるお考えはありますか。承つておかぬと、ただ答弁の上で、考えておきます、考えておきましても、納得行かぬ。率直にお願いします。

○山縣国務大臣 率直に御答弁申しあげますが、今後検討して参りたいと申しますが、そういう統合の案は、現在出ております社会保障制度審議会の答申案に、心根幹が出ていると思う。ことに社会保障審議会は内閣総理府の諮問機関であるから、当然尊重されなければならない。同じ諮問機関であるところの恩給法特例の答申案にはすぐ飛びついた政府ですから、やはり社会保障制度審議会のりつばな答申案を尊重していただきたい。その答申案に対していかがお考えになつておりまするか。もしも将来社会保障の統合をするならば、今社会保障制度審議会から出しているような線を持つて行きたいとどうお考えでございますか。

○山縣国務大臣 実は社会制度審議会の答申は、実に各般にわたりまた非常に広い分野にわたつて答申がなされてゐることは、先生も御承知の通りであります。現在社会保障制度審議会が取上げておりまする問題は非常に間口も広く、奥行きも深いのであります。ところが恩給制度の復活は間口も一つで、奥行きもきまつております。それと違つて社会保障制度審議会の答申との深いものですから、そう簡単に、恩給法と同じような程度で政府が取上げることができるないことは当然であります。

す。社会保険の統合は、審議会の勧告生年金制度をどうするかにも取上げておきました。まだわれわれもそう思います。たとえば同じ被保険者であつて、そうして保険がクラッシュになつたとしてあります。たとえば現在問題になつております厚生年金もそろそろあります。たとえば同じ被保険者であつたのですが、これのことときのうち予算委員会で、国民年金制度をどうするか、これをすぐ実施する意思があつてしかるべきではないかという質問もあります。たとえば、これは勧告の中にも国民年金制度をただちにとるということは勧告いたしております。理論としてはいろいろ考えられますけれども、たとえば厚生年金の問題にしても、終戦後においては、各事業会社あるいは工場等においては、一応当時のいわゆる生活給といわゆる従来の意味の俸給との観念がいろいろかわつて参りまして、生活給という意味から、たとえば退職金のごときは分割して、その月の俸給に入れて支払つて來た。しかしその後また俸給制度ができたが、いろいろな物価の関係等においてもとの退職金制度を別に置くことになつた。そらしますと経営者の言い分から見ますと、退職金制度といふものと厚生年金制度といふものとはクラッシュいたしておる。これを統合しなければならぬというような問題がある。従つてこの問題は、日本の現実の経済あるいは社会といふものと関連をもつて検討しなければいかぬ問題である。いわんや労災保険あるいは失業保険あるいは国民健康保険、健康保険、これらは先生が最初に簡単に行かないと仰せられましたが、そういうふうにいろいろ発生条件が違うのであります。従いまして、この統合に対しましては、審



を開設いたしておるということについてのお尋ねでござりますか。ちょっと要点がわかりませんので……。

○柳田委員 大体私の質問の要旨は、これが日本において最も必要とするとところの結核とか、あるいは精神病、難

とか、そういう特殊のものにやられるならば、話はわかつておるが、結局においては一つの植民地政策のにおいが多分にあるようなそういうものが、日本に来ることが好ましいか、それとも好ましくないか、こういうことを伺いたいのあります。

○山縣國務大臣 たとえば教育、医療というような問題については、やはり国民大衆の、いわゆる社会全体の福祉にいかどうかということでもつて、判断すべきものでございまして、個々事業にいたしましても、医療の事業にどうこうということは、私は言えないのでないかと思ひます。現に教育

事業にいたしましても、医療の事業にいたしましても、日本の国民大衆から見まして、非常に歓迎すべきもの多ありますから、抽象的にそれがいいとか悪いとかいうことは言えないのでないかと思ひます。現に教育

○柳田委員 病院に半数ぐらいは外国人医師が診療しておるよう聞いておるところもあるのですが、現在の日本医師法によりまして、そういう外国

人で、外国における医師免状を持つておる者が、日本において医療に従事することに対しても、どうしようになつておりますか。

○山縣國務大臣 これは医師法に規定されて、外国で免許をとつた者が、大体日本を卒業して、一年間インター

ンした者と同じ資格があれば、国家試験を受ける資格を持っている。これは英國とか米国とか、いろいろ医療の発達した水準の高い国と、そうでない国がありますから、日本の大学を卒業して、一年間インターを受けた者と同様の資格を持つて、それから国家試験を受けます。そして一年間実施の修業をして、それから国家試験を受けますから、別に支障はないと思ひます。

○柳田委員 それはその通りですが、従来日本とメキシコ等におきましては、日本の医師免状はそのままメキシコの医師免状に適用し、メキシコの医

師免状はそのまま日本の医師免状に適用するように私は理解しておつたのですが、たとえばアメリカで日本人が開業しようとして、國家試験を受ける場合には、英語というよりも、アメリカ語以外には受けられない。だから、実際には日本人がアメリカで開業するこ

とがむずかしい。日本の場合には、英語で受けようが、日本語で受けようが、ドイツ語で受けようが、御随意でありますから、アメリカ人は、どんぐり日本にやつて来て医療ができる。ところが

日本人は、ロスアンゼルスで医師をやろうと思つても、アメリカ語によつて、医師法によりまして、そういう外

いから、なかなかへんです。こういう点から考えて、日本は少くとも独立国として、日本の医師国家試験といふものは、日本語で口頭並びに筆記試験があるかどうか。

○山縣國務大臣 その点は技術的な問題でありますから、後ほど政府委員から御答弁させます。但しこの問題は、たとえばほかの大学の入学試験でも、

英語だけでやつたこともあります。私が大学に入つたときには、英語だけの試験でございます。現在も、相当英語の試験を重要視しているところもあります。詳細なことは、あとで局長から申し上げます。

○柳田委員 入学試験と国家試験とは別ですから、その点はまたあとでお聞きします。

次にインターの問題であります

が、現在医師になりますには、六・三・三、それから二・四、さらに一年のインターを受けて、また半年ほどたなければ、医師免許状が来ないのであります。これに対してもは、医師免許状はそのまま日本の医師免状に適用するように私は理解しておつたのですが、たとえばアメリカで日本人が開業しようとして、國家試験を受ける場合には、英語というよりも、アメリカ語以外には受けられない。だから、実際には日本人がアメリカで開業するこ

とがむずかしい。日本の場合には、英語で受けようが、日本語で受けようが、

れる以上は、文部省に責任を持たしたならば——私はあえてインターそのものを否定するのではありませんが、

本の大学を卒業して、一年間インター

がございまして、外国の大学を卒業したことに対する問題を取上げますが、これは簡易水道の問題です。この簡易水道の問題は、予算額も本年やつと四億になつて、わずかなものであります。私の知つております農家におきましても、ほんとうによろこんであります。が、これの実施を受けた農村におきましては、重いおけをかついで、年に主婦が水を台所に運ぶ距離を通算いたしました。東京から下関まで行くくらいの距離になります。そういうわけで非常に喜んでおる。ことに農村におきましては、いかに環境衛生の改善、台所の改善を叫んでも、根幹は水であります。これを政府が取上げられたことは、私は非常に敬意を表すのであります。

ことに将来農村における国民医療の問題に対しても、水の解決が大きな問題である。そういう予算委員会でも、たびらべて、参考人を呼んだときに聞いたのであります。これに対してもは、医師免許状はそのまま日本の医師免状に適用するように私は理解しておつたのですが、たとえばアメリカで日本人が開業しようとして、國家試験を受ける場合には、英語というよりも、アメリカ語以外には受けられない。だから、実際には日本人がアメリカで開業するこ

とがむずかしい。日本の場合には、英語で受けようが、日本語で受けようが、

○柳田委員 病院に半数ぐらいは外国人医師が診療しておるよう聞いておるところもあるのですが、現在の日本医師法によりまして、そういう外

國庫補助が四分の一でありますので、実際にほんとうに、行政だけでは、農林行政にも密接な関係があります。ただ現在問題でございます。それも一つの方法であります。今の仰せは、インターの制度そのものは必要だが、それを学校の課程の中に入れたらどうかという御質問でございます。それも一つの方法であります。今は、その医学教育の中においては、その医学教育をするところの文部省側に問題になつておる点がありますから、

それをおかにして解決して善処するかといふことを考慮いたしております。具体的なことは、後ほど政府委員からお答え申し上げます。

○柳田委員 次にもう一つ、国民が非常に喜んでいる問題を取上げます。これは簡易水道の問題です。この簡易水道の問題は、予算額も本年やつと四億になつて、わずかなものであります。が、これの実施を受けた農村におきま

しては、ほんとうによろこんであります。私は知つております農家におきま

る、こういふこと

水道の問題に対しても、少くとも補助は二分の一ぐらいの国庫負担をして、これを普及せしめるにしくはないと考えております。ことにどの農村におきましても、水はほしい。しかしながらお百姓さんというものは、今までただで飲んで来た水が、月額六百円も四百円も出したのでは、少々つらい思いをしても昔の方がよい、少くとも二百円ぐらいで飲みたいと考えておると思う。そういう見地から考えたならば、やはりこれは国庫負担の率を多くして普及せしめたらしいと思います。これは私はあえて御答弁はいらぬのであります。が、特に山縣さんの御在任中にもう少し農林省なり大蔵省と折衝されて、この簡易水道をずっと全国に普及させるような方法をぜひひとついただきたい。これはほんとうに農村が喜んでおられますので少くとも負担率を二分の一くらいまで持つて行つていただきたい、かよう思います。

て簡易水道が大きな光明を与えておる。今度の佐賀県の一番の災害地である嘉瀬村に私は船で参りましたが、垂嘆のどん底にあつた嘉瀬村が、佐賀県に達してどん底にあつたにもかかわらず立ち直つたということもあります。これは帰つて閣議でもすぐ報告をいたし、はなはだ何でありますか、先般の奏上の際にも、私は陛下に奏上いたしたのであります。この簡易水道の問題は、今後とも私ども十分努力をいたしたいと考へております。

○柳田委員 最近の政治がどうも陳情政治になりまして、組織のあるところ、あるいは声を高らかにしたところに対しても取上げるという状態であります。しかし農村の声なき声といふものの、しかも農村においてこういうような善政があることすら知らないところがあるのですから、そういうところには、どうぞ政府から積極的に指導されるような立場で大きく取上げていただきたいということを重ねて要望いたします。

次に母子福祉貸付法であります。これは本年七億八千四百万円でしか、七百万円でしたか、これの増額が府県の財源になつておりますが、自治府の方で起債の増額を認めないのであります。こういふ例は御存じであるかどうか知りませんが、起債の方でしぼり本起債のわくに縛られて、厚生省の親心の十五億の金すら——これは欲する人にとってはなはだ少きものでありますが、その少きものすら自治府の方の心なきとして、せつかくの厚生省の親心の十五億の金すら

生活保護の大半は医療扶助になつて、約二百五十三億ぐらいとつておる。これはいわば救貧なんです。ところが生計費としての社会福祉施設整備の費用はわずかに二億で、前者に比べて一ヵ月ばかりの差であります。本来ならばどういふべきか、防貧の費用は漸次少くして行き、防貧の費用としての社会福祉施設の面にもう少し金をつぎ込んで、そうして救貧の方の費用をそこで浮かすという施策が当然国家としてとらわれなければならぬと思います。片一方には二百五十三億、片一方は二億しか出ておらない。これを比較するのは性質上が違いますから当りませんが、社会福祉の面において二億とはあまりに少な過ぎると思います。これはもう少し士官もしく取上げる必要があるのじないかと私は思いますが、大臣のお考えはどうでしょうか。

そういうことを今後総合的に考えて、  
ことはまったく同感あります。きよ  
うも実は社会福祉審議会がございまし  
て、この委員会の前に私出席いたしま  
して、今後の社会福祉の面における支  
出の問題は、終戦後の日本においては  
過渡的に出て来たいわゆる救貧の面に  
対して重点的に予算を向けたけれど  
も、今後はいわゆるボーダー・ライン  
を中心とした防貧の点に相当問題があ  
るので、その方面を重点的に取上げて  
いただきたいということを私はその審  
議会でお願い申した次第であります。  
○柳田委員 それから先ほど問題にな  
りました戦傷病者遺族援護法であり  
ますが、この援護法の精神は援護であ  
りますか、国家補償でありますか。ど  
ちらか一つを答えてください。  
○山縣国務大臣 これは援護であります。  
○柳田委員 その点がわれくとはな  
はだ考え方方が違う。今回もまた共同修  
正案が出て来るようになりますが、第  
一条に、「この法律は、軍人軍属の公  
務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関  
し、国家補償の精神に基き、軍人軍属  
であつた者又はこれらの者の遺族を援  
護することを目的とする。」と書いて  
あります。ところがこれでは文章の意  
味も非常に通りにくいのであって、日  
本の憲法の戦力云々の問題と同じこと  
になつて参りますが、この「国家補償  
の精神に基き」ということは、あと  
から国会が修正して入れたのであつ  
て、政府の原案は援護である。だから  
第一条だけに「国家補償の精神に基  
き」というのが出て来て、あとは全  
部援護の精神で行つておるので、こう

いうちがはぐの法律が出ておるのだろ  
うと思います。ただいまはつきりこれ  
は援護であるということを承りました  
ので、それはそれでこちらも対策  
を立てます。国家補償の精神に基い  
てこれをやつておるということになつ  
て来ると、今のお言葉では少しおかし  
いと思います。国会で審議されたこと  
を大臣は全然無視せられたということ  
にもこれはなつて来るのであります。  
それではもう一度重ねてお伺いいたし  
ますが、これはやはり援護法であります  
か。

○山縣國務大臣 これは他に二、三こ  
れと同じような問題があつたのであり  
ますが、そう割切つて言える問題じや  
ありません。たとえばこの援護法のご  
た問題ではありませんから、法律論と  
ときも、恩給法が停止された間の暫定  
的の一つの応急措置としていたもの  
のであって、初めから法律的に割切つ  
た問題ではありませんから、法律論と  
いたしましてはいろいろございましてよ  
う。たとえば国家補償云々という文字  
のあることも承知しております。しか  
しやはり先ほど簡単にイエスかノーか  
というお話をございましたから私は援  
護と申し上げたのであります。

○柳田委員 大臣にはなかへ、委員会  
に御出席がないので、せつがく御出席  
願つたときには日本の厚生行政をどう  
いうふうに持つて行くかという大きな  
見地から実はもう少し詳しくお尋ねも  
し、こちらの意見も申したかつたので  
あります。時間が関係上はなはだ簡単  
にいたしました。なおどうも最近わ  
れわれの審議があまりに細部にわたり  
過ぎて、政治というものが小さくなり  
過ぎる。やはり國家の立法府におりま  
す者としては、こういう国家の厚生行

政という見地から大きくとり上げて、  
それより立場は別であります。そこで、  
も、真摯なる検討を委員と大臣とは重  
ねて、少くとも局長や課長のするよう  
な答弁を願うようなことなく、もう少  
しこの問題には真剣に取組みたいと思  
つております。またそうすることによ  
つて厚生行政は伸びるのであつて、こ  
の点は大臣もお考えを願いまして、國  
家厚生行政全般についてお互に虚心  
坦懐、われくとディスカッショーンす  
る機会を大臣もつくつていただきたい  
と思います。同時に大臣としては厚生  
大臣になられて非常に刻苦勉励され  
て、おそらく短時間の間に厚生行政を  
マスターされたとわれく理解してお  
ります。本来のリバーリズム、ヒュー  
マニズムを持つておられて厚生行政に  
非常な熱意を持つておられることはよ  
くわかるのであります。これがたいへん皮肉な言い方かもしれません、  
国保の医療給付をかちとられたのは一  
つの大きな山であつて、あとはもう何  
分が多少おありになりはしないか。そ  
ばやつても國家財政との見地もあつ  
て、何もかもさつとやれるものでなし  
といふようなひと安心といふような気  
分が多少おありになりはしないか。そ  
こでこれは国家行政のためにさらにも  
う一つ大きな山を乗り越えられて、少  
くとも大臣の在任中にまだ／＼大きな  
仕事を残していただきたいと思います  
が、多少その点やや最近はマンネリズ  
ムに陥られているのではないかと  
思ふのであります。私はかように思う  
のであります。これはひとつ大臣にお  
いてさらにもう一度就任当時の御熱意  
と御抱負を格段と新たにされますよ  
う、国家厚生行政のために特にお願  
いたしまして私の質問を終ります。

○青柳委員長代理 本日はこれにて散  
会いたします。次会は明日午前十時よ  
り開会の予定であります。予算分科  
会があればとりやめますから、その点  
御了承願います。

午後零時五十四分散会